

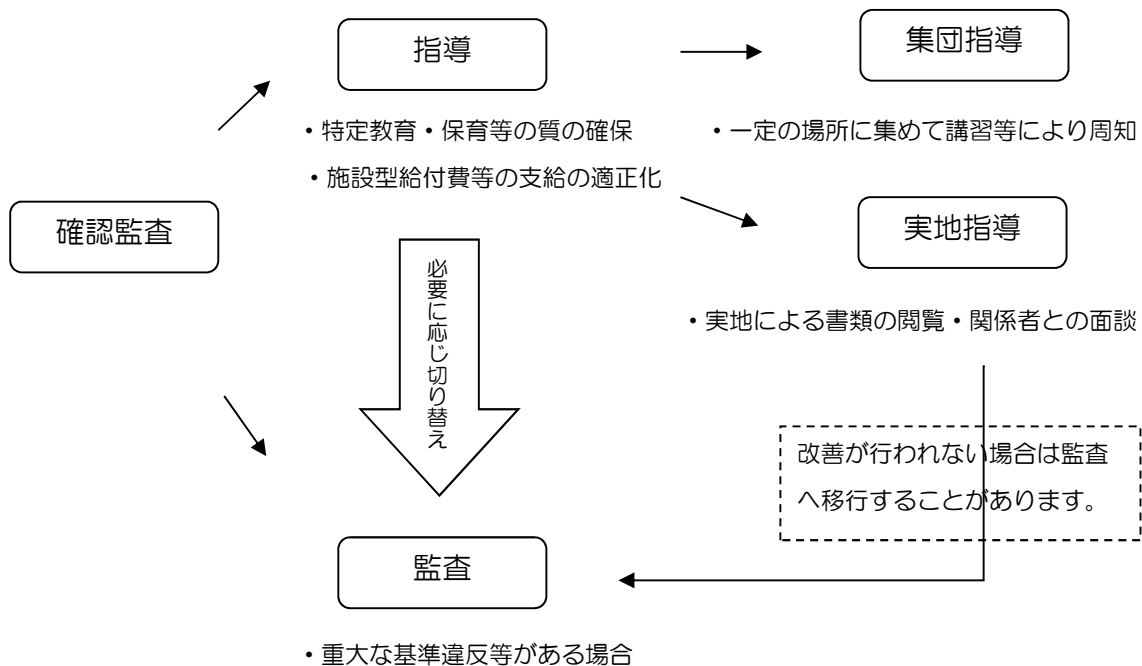
1. 特定教育・保育施設等の指導監査について

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が開始したことに伴い、新たな給付制度が創設されたことから、子ども・子育て支援法に基づき、市の確認を受けた特定教育・保育施設等に対して指導監査を実施します。

～平成31年4月から～

こども家庭課保育係所管業務（指導部門）を福祉総務課指導監査係に事務移管し、今年度より新規に実施

○概要(指導監査係で実施する内容)



(1) 指導について（「弘前市特定教育・保育施設等指導要綱」に定めるところによる）

① 目的

特定教育・保育施設等に対し、指導等を実施し、特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

② 方針

特定教育・保育施設等に対し、設置者の責務、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底し、過誤・不正の防止を図るために実施します。

③ 基準

指導監査は「弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月29日弘前市条例第34号）ほか国等の通知によることとしています。

④ 指導形態

「集団指導」及び「実地指導」を基本として実施します。

(2) 監査について（「弘前市特定教育・保育施設等監査要綱」に定めるところによる）

①目的

特定教育・保育施設等に対し、監査を実施し、特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

②方針

特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合並びに「弘前市特定教育・保育施設等指導要綱」第6条に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施します。

A 指導から監査への変更

著しい運営基準違反が確認され、利用する児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合や、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合。

B 次に掲げる情報に基づき、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施

i) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

ii) 実地指導において確認した情報

iii) 重大事故に関する情報

★児童福祉法等に基づく施設監査は、従来どおり県が実施します。

○根拠法

(子ども・子育て支援法)

・指導：第14条第1項

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

・監査：第38条第1項

市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2. その他

指導監査係にて行う指導及び監査業務実績

令和元年度

①社会福祉法人本部の指導監査	: 20法人
②特定教育・保育施設等実地指導	: 24施設
③介護サービス事業者等実地指導	: 46施設 実施（年間計画による）

※①と②を同日に実施する場合があります。（令和元年度11法人実施）

②は原則として概ね3年に1回実施する予定です。